

上大和田町会 会則

第1章 名 称

第1条 この会は、上大和田町会（以下「本会」という。）と称する。

第2章 事務所

第2条 本会の事務所は、八王子市大和田町6丁目15番3号上大和田町会会館内に置く。

第3章 目 的

第3条 本会は、上大和田町会の発展と会員相互の円満な共同生活を維持することを目的とする。

第4章 事 業

第4条 本会は、前条の目的を達成すため次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦に関すること
- (2) 会員の文化向上に関すること
- (3) 会員の福利厚生に関すること
- (4) 会員の保健衛生に関すること
- (5) 会員の防犯・防災に関すること
- (6) 町内各種団体の育成、援助、協力に関すること
- (7) 会館の維持管理に関すること
- (8) その他、本会の目的達成に必要なこと

第5章 会 員

第5条 本会の会員は、上大和田区域（大和田5丁目の一部、大和田6丁目、7丁目及び暁町の一部を含む）に居住する世帯の代表者及びその同居の家族並びに所在する法人及び団体の代表者をもって構成する。

2 本会の趣旨に賛同し、本会の活動を贊助する個人、法人及び団体は贊助会員となることができる。なお、贊助会員については、贊助会員規定に定める。

第6条 本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を町会長に提出しなければならない。

2 会員が次の各号の一に該当するときは、退会したものとする。

- (1) 本人から別に定める退会届書が提出されたとき
- (2) 上大和田町会区域内に住所及び不動産所有権を有しなくなったとき

第6章 役員

第7条 本会には、次の役員を置く。

- (1) 町会長 1名
- (2) 副町会長 若干名
- (3) 執行役員 若干名
- (4) 会計 2名
- (5) 会計監査 2名
- (6) 理事 各区に1名
- (7) 副理事 各区に1名

第8条 本会に特別役員として顧問及び相談役を置くことができる。

第7章 役員の任務

第9条 役員は、次の職務を行う。

- 2 町会長は、本会を代表し会務を統括する。
- 3 副町会長及び執行役員は、町会長を補佐し、町会長に事故あるときは、その職務を代理する。また、総務、書記、部及び諸団体をそれぞれ分担し、業務を統括する。
- 4 会計は、現金の出納、収入支出の記録簿等の経理を司り、その資産の管理を行う。
- 5 会計監査は、会計年度終了後1ヶ月以内に会計を監査し、その結果を総会に報告する。
- 6 理事は、自己の属する区を代表し、次の事項を行う。
 - (1) 回覧板の回付等の住民相互の連絡
 - (2) 町会費の集金及び会員の入退会報告
 - (3) 理事会で決定された各種募金活動等の集金
 - (4) 会員死亡の情報連絡
 - (5) 防犯灯故障の情報連絡
 - (6) 事業への参加
 - (7) その他、必要な事項
- 7 副理事は、自己の属する区の理事が補佐し、理事に事故あるときは、その任務を代行する。

第8章 役員の選任

第10条 役員の選任は、次の各項に定めるところとする。

- 2 町会長は、副町会長、執行役員、会計から構成される役員会から会員の中から推薦を行い、理事会の承認を得て選任する。

- 3 副町会長及び執行役員は、町会長が会員の中から若干名を推薦し、理事会の承認を得て選任する。
- 4 会計は、町会長が会員の中から2名推薦し、理事会の承認を得て選任する。
- 5 会計監査は、役員会が会員の中から2名推薦し、理事会の承認を得て選任する。
- 6 理事及び副理事は、区において選出する。ただし、その選出方法については各区の自主性に委ねるものとする。

第9章 役員の任期

- 第11条 役員の任期は、次の各号に定めるところとする。
- (1) 町会長の任期は2ヵ年とし、3期までを原則とする。ただし、役員会、理事会の総意と総会の承認により任期を延長できる。
 - (2) 副町会長及び執行役員の任期は、これを選任した町会町の任期満了までとする。ただし、次期町会長がこれを副町会長及び執行役員として再任することはなんら妨げない。
 - (3) 会計の任期は2ヵ年とし、2期4年を限度とする
 - (4) 会計監査の任期は、これを選任した町会長の任期満了までとする
 - (5) 理事及び副理事の任期は、1ヵ年から2ヵ年とする。ただし、区の事情により変則の交替も認められる。なお、再任をさまたげないものとする。
- 2 補欠または代理の役員の任期は前任者の残任期間とする。

第10章 組織

- 第12条 本会は、別に定める区域区割により区を置く。なお、何等かの事情で変更する必要が生じたときは、その都度調整する。
- 2 本会の組織は、別表組織図のとおりとする。

第11章 会議

- 第13条 本会は、次の会議により運営される。
- (1) 総会
 - (2) 理事会
 - (3) 役員会
 - (4) 部会
 - (5) 実行委員会

第12章 総会

第14条 総会は、本会の最高議決機関で、理事をもって構成する。

第15条 定期総会は、毎年4月に開催し、事業報告・会計報告・予算案・事業計画その他の重要事項を審議、議決する。

- 2 定期総会には、各種団体の代表者その他の来賓を招待することができる。
- 3 定期総会に招待する来賓の範囲、人員については役員会でその都度定める。

第16条 総会は、理事の2分の1以上の出席により成立し、議決はその過半数によって決定し、賛否同数の場合は議長が決定する。

- 2 総会の議長は町会長がこれを務める。

第17条 臨時総会は、町会長が必要と認めたとき又は理事の10人以上の要請があったとき、町会長が招集する。

- 2 臨時総会は、第14条及び第16条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「臨時総会」と読み替えるものとする。

第18条 次の事項は、総会の議決を得なければならない。

- (1) 会則の変更
- (2) 会員多数に亘る町会費の変更
- (2) その他本会の運営上重要な事項

第19条 総会及び臨時総会に欠席する理事は、議長に委任状を提出しなければならない。

第13章 理事会

第20条 理事会は、総会に次ぐ議決機関であり、会計監査及び副理事を除く役員を以って構成する。ただし、理事の欠席の区については副理事が代理をする。

第21条 理事会は、理事の2分の1以上の出席により成立し、議決はその過半数によって決定し、賛否同数の場合は議長が決定する。

- 2 理事会の議長は町会長がこれを務める。

第22条 理事会は、原則として毎月第2土曜日の定例理事会のほか、町会長が必要と認めたとき及び5名以上の理事により要求があつたとき、町会長が招集する。

2 理事会の議長は、町会長がこれを務める。

第23条 理事会は、次の事項について審議、議決する。

- (1) 役員会の提案に関する事項
- (2) 部の提案に関する事項
- (3) 区会員の意思を代表した理事の提案に関する事項
- (4) 町会における各種団体の承認、取り消しに関する事項
- (5) 町会長の諮問に関する事項

第14章 役員会

第24条 役員会は、本会の執行機関で町会長、副町会長、執行役員及び会計を以って構成する。

第25条 役員会は、次の事項を執行し、総会及び理事会に対してその責任を負う。

- (1) 総会及び理事会の議決に基づく事項
- (2) 年度事業計画及び予算案の作成提案
- (3) 総会及び理事会に対する提案と報告
- (4) その他、本会の運営に関すること

第26条 役員会は、事業の執行について、理事会の承認を得てその業務を理事会又は部に委嘱することができる。

第15章 部

第27条 本会は、次の部を置く。

- (1) 防災部
- (2) 防犯部
- (3) 広報部
- (4) 婦人厚生部
- (5) I T 文化部
- (6) 環境部
- (7) 交通部

第28条 理事の部への所属は、町会長が委託する。

第29条 部長は、町会長が会員の中から選任し、副部長は、部員の互選によって選出する。

第30条 部は、次の事項を行う。

- (1) 理事会の諮問に関する事項
- (2) 役員会より委嘱された事項
- (3) 部の年度事業計画、予算案の作成及び役員会への原案提出
- (4) 部活動に必要な器具、備品、その他の資産の維持、保管
- (5) その他、部活動の推進に必要な事項

第16章 実行委員会

第31条 町会長は、必要に応じて実行委員会を設置することができる。

第17章 会計年度

第32条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

第18章 収入

第33条 本会の収入は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 町会費
- (2) 補助金及び交付金
- (3) 会館の貸出しに伴う収入
- (4) 活動に伴う収入
- (5) 資産から生ずる果実
- (6) その他の収入

第19章 町会費

第34条 会員は、町会維持のため応分の負担を行うものとし。負担額は別途町会費規定で定める。

- 2 町会に加入する場合、加入届を提出した月の翌月1日より納入する。
- 3 町会より転出する場合、転出する月以降の前納分については、その年度内に限り、申し出により返却できるものとする。

第20章 支出

第35条 本会の支出は、当該年度予算計画に基づき行われる。

2 前項の規定にかかわらず、毎年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、町長は、総会において予算が議決されるまでの間は、前年度の予算を基準として支出することができる。

第21章 町会の中立

第36条 本会は、会員相互の円満な親睦融和のため、特定の政党、宗教団体に対して支持同調は行わず、各自の自由として一切の干渉をしない。

また、町会運営及び第3条の目的に反しないかぎり、一部住民の自治活動は自由とする。

更に地域の開発、建築計画等に町会としてみだりに介入せず、周辺住民の意思を尊重し、支援要請のあるときのみ協議、対応する。

第22章 個人情報の保護

第37条 個人情報は、人格尊重の理念の下、適正に取り扱う。

2 本会は、名簿に掲載する為の住所、氏名や、町会で保管する緊急連絡先など、活動に必要な範囲内においてのみ、適正に個人情報を取得する。

第38条 本会は、以下の利用目的の範囲内で個人情報を利用する。

- (1) 会員相互の親睦のため
- (2) 名簿の作成・配布のため
- (3) 会報、その他連絡物を送付するため
- (4) 緊急連絡のため
- (5) 地域住民の相談に応じ、必要な援助を行うため

第39条 本会は、以下の法令に基づく場合などを除き、第三者に個人情報を提供しない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護に必要な場合
- (3) 公衆衛生・児童の健全育成に必要な場合
- (4) 国、地方公共団体等に協力する場合

第40条 本会は管理担当者を定め、個人情報を安全な場所に保管し、退会した会員の情報など保管に必要ななくなった情報は裁断、廃棄する。

第23章 各種団体

- 第41条 会員の親睦融和を図るため各種団体を置くことができる。
- 2 各種団体は、会員をもって構成する。
 - 3 各種団体が承認を受けようとするときは、町長に会則等を提出しなければならない。
 - 4 第23条第1項第4号の規定において承認された各種団体の活動に対し、補助金を支出することができる。
 - 5 補助金を受けている各種団体は、毎年会計年度終了後2カ月以内に決算書を町長に提出しなければならない。

第24章弔慰金

- 第42条 会員が死亡したとき、町長又はその代理人は、別に定める弔慰金規定に基づく弔慰金を持参して弔意を表す。

第25章 見舞金

- 第43条 会員が火災、災害等の被害を受けたときは、理事会の決定によって見舞金の支出又は見舞品を送ることができる。

第26章 帳簿及び書類

- 第44条 本会の事務所には、会則、会員名簿、総会及び役員会並びに理事会の議事録、収入支出に関する帳簿及び書類を備えておかなければならぬ。

第27章 委任規定

- 第45条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、総会において別に定める。

附 則

1. この会則は、平成19年5月20日から施行する
町会会則の改定履歴

制定	昭和		大和田4丁目町会
改定	昭和47年9月	一部改定	大和田4丁目町会
	昭和51年7月	一部改定	上大和田町会
	昭和3年5月	全部改定	上大和田町会
	平成5年5月	全部改定	大和田西町会
	平成9年5月	一部改定	大和田西町会
	平成10年5月	一部改定	大和田西町会
	平成14年5月	一部改定	大和田西町会
	平成17年9月	町名変更	上大和田町会
	平成25年4月	一部改定	青年部設置・町会費改定
	平成26年4月	一部改定	個人情報保護規定・入退会規定の追加
	平成27年4月	一部改定	町長任期・議長・部
	令和4年4月	一部改定	ブロック長の記載削除及び部の新設等 付属規定の一部改訂等